

「地域支え合い型サービス」を行う団体に補助します！

掃除や買い物などの生活行為の一部が難しくなっている高齢者の割合が増加する中で、専門的な介護サービスに加え、地域住民などの力を活用した多様な生活支援等サービスを充実していくことが必要です。

高齢者等が地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、地域支え合い型サービス（サービスB・D）を行う団体に対し、補助金を交付します。



✿ **受付期間** 令和8年2月13日（金）まで

✿ 補助対象団体

- ①学区又は地区を単位として自治会・町内会等を総括する連合自治組織
- ②地区社会福祉協議会 ③一般社団法人静岡市老人クラブ連合会 ④特定非営利活動法人 など

✿ 補助対象要件、補助額

サービス区分	補助要件	立上げ経費	運営経費
地域支え合い型 訪問サービス	継続的な利用が見込まれる 要支援1、2、事業対象者 に1月当たり4回以上実施 すること。	初年度のみ 上限50,000円	(1) 実施回数が7回以下の月 1月につき上限4,000円
地域支え合い型 移動サービス			(2) 実施回数が8回以上の月 1月につき上限8,000円 (注) 上記の実施回数の算入にあって は、1人1月につき4回までを 上限とする。
地域支え合い型 通所サービス	年間5人以上の要支援1、 2、事業対象者に原則1週 間当たり1回以上を目途に、 年間52回以上実施すること。		1月につき上限10,000円

※補助要件における実施回数を算入する要支援1、2、事業対象者は、サービス利用が介護予防ケアプランに位置付けられている者に限ります。

✿ 補助対象サービス（地域支え合い型サービス）

「地域支え合い型 訪問 サービス」

身体介護が不要で、精神的にも専門職の支援を必要としない人に対して、地域住民の助け合いにより、掃除、洗濯、買い物、調理等の日常生活の援助を行うサービス

・ごみ出し ・掃除 ・洗濯 ・ベッドメイク ・調理、配膳 ・買い物 ・草取り など

「地域支え合い型 移動 サービス」

身体介護が不要で、精神的にも専門職の支援を必要としない人に対して、通院時の公共交通機関等の利用補助や地域支援事業参加の送迎を行うサービス

・通院、買い物等の付添い ・通所型サービス 又は 一般介護予防事業（S型デイサービス等）への送迎

「地域支え合い型 通所 サービス」

住民主体の趣味活動、交流、会食、体操、運動等の自主的な通いの場を提供するサービス

・健康チェック、体調確認 ・昼食 ・おやつ
・体操 ・くつろぎ（テレビ、歓談） ・レクリエーション など



✿ 申請手続きの流れ

申請者

「補助金交付申請書」（様式第1号）を提出

【添付書類】

- ・ 事業計画書
- ・ 収支予算書
- ・ 事業に係る記載事項（様式第2～4号）
- ・ そのほか市長が必要があると認める書類

* 補助対象経費 *

- ・ 報償費（補助事業に従事する者に対する奨励金（謝礼金）に限る。）
- ・ 消耗品費 ・ 印刷製本費 ・ 修繕費 ・ 光熱水費 ・ 郵便料 ・ 会場使用料
- ・ 保険料 ・ 備品購入費 ・ 手数料 ・ 通信運搬費 ・ 機器借上、リース料

「補助金交付決定通知書」を受領

※概算払い希望時のみ

概算払い請求書（様式第11号）を提出
請求書記載の口座に振込みます。

* サービス利用 *

補助対象要件となる要支援1、2、事業対象者の方は、
地域包括支援センターによるケアマネジメントにより、
原則週1回以上、サービスを利用します。

※利用者からの利用料は実施団体で設定が可能です。

「実績報告書」（様式第8号）を提出
（添付資料）

- ・ 収支決算書
- ・ 利用者名簿
- ・ サービス提供確認書

「補助金交付確定通知書」を受領

「請求書」（様式第10号）を提出

補助金の入金を確認

静岡市

（地域包括ケア推進課）

「補助金交付申請書」を受理

「補助金交付決定通知書」
（様式第5号）を送付

「実績報告書」を受理

「補助金交付確定通知書」
（様式第9号）を送付

「請求書」を受理
補助金の交付

＜問合せ・申請先＞

静岡市 保健福祉長寿局 地域支え合い推進部 地域包括ケア推進課 地域支援係（静岡市役所 新館14階）
〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号 TEL：054-221-1203 FAX：054-221-1577